

広報田辺広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱に基づき、広報田辺（以下「広報」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1広告当たり縦46mm、横85mmとする。ただし、広報の1ページに隣り合う2枠を1広告として掲載する場合は、縦46mm、横174mmとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定するページの下段とし、掲載する広告の割り付け等については、市が行うものとする。

2 広告数は、1ページにつき2枠までとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告は、複数月にわたって掲載できるものとする。ただし、1回で申込みできる掲載期間の終期は、掲載開始月の属する年度の翌年度の4月号までとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり14,300円とする。ただし、広報の1ページに隣り合う2枠を1広告として掲載する場合は、28,600円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する期間の初日の3か月前に属する月の1日から同月の翌月20日までに市長に提出しなければならない。

(広告原稿の提出)

第7条 前条に規定する田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に添付する広告の原稿は、CD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 第6条第1項の規定による申込みがあった広告の掲載は、先着により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定の通知があった日から起算して、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(インターネット上への広告掲載)

第10条 インターネット上に掲載する「広報田辺」には、広告を掲載しない。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月21日から施行し、改正後の広報田辺広告取扱い基準は、広報田辺平成23年10月号掲載分の広告掲載料から適用する。

附 則

この基準は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年2月21日から施行し、改正後の広報田辺広告取扱い基準は、広報田辺平成29年5月号掲載分の広告掲載料から適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年11月17日から施行する。